

## 令和2年第3回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 令和2年11月24日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年11月24日 午前9時宣告

開 議 令和2年11月24日 午前9時宣告（第1日）

|      |     |    |    |     |       |     |    |    |
|------|-----|----|----|-----|-------|-----|----|----|
| 応招議員 | 1番  | 橋元 | 陽一 | 2番  | 宮崎知恵子 | 3番  | 西森 | 勝仁 |
|      | 4番  | 下川 | 芳樹 | 5番  | 坂本 玲子 | 6番  | 邑田 | 昌平 |
|      | 7番  | 森  | 正彦 | 8番  | 片岡 勝一 | 9番  | 松浦 | 隆起 |
|      | 10番 | 岡村 | 統正 | 11番 | 中村 卓司 | 12番 | 永田 | 耕朗 |
|      | 13番 | 西村 | 清勇 | 14番 | 藤原 健祐 |     |    |    |

不応招議員 な し

|      |     |    |    |     |       |     |    |    |
|------|-----|----|----|-----|-------|-----|----|----|
| 出席議員 | 1番  | 橋元 | 陽一 | 2番  | 宮崎知恵子 | 3番  | 西森 | 勝仁 |
|      | 4番  | 下川 | 芳樹 | 5番  | 坂本 玲子 | 6番  | 邑田 | 昌平 |
|      | 7番  | 森  | 正彦 | 8番  | 片岡 勝一 | 9番  | 松浦 | 隆起 |
|      | 10番 | 岡村 | 統正 | 11番 | 中村 卓司 | 13番 | 西村 | 清勇 |
|      | 14番 | 藤原 | 健祐 |     |       |     |    |    |

欠席議員 12番 永田 耕朗

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 町 長       | 堀見 和道 | 町 民 課 長 | 和田 強  |
| 副 町 長     | 中澤 一眞 | 病院事務局長  | 渡辺 公平 |
| 教 育 長     | 濱田 陽治 | 健康福祉課長  | 岡崎 省治 |
| 会 計 課 長   | 真辺 美紀 | 教 育 次 長 | 吉野 広昭 |
| 総 務 課 長   | 麻田 正志 | 産業振興課長  | 森田 修弘 |
| チーム佐川推進課長 | 田村 正和 | 建 設 課 長 | 池内 伸雄 |
| 税 務 課 長   | 田村 秀明 |         |       |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目      別紙のとおり

議員提出議案の題目      な    し

議    事    日    程      議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名      議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。  
1 3 番    西村    清勇      1 4 番    藤原    健祐

令和2年第3回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和2年11月24日 午前9時開議

- |      |           |                                                  |
|------|-----------|--------------------------------------------------|
| 日程第1 |           | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第2 |           | 会 期 の 決 定                                        |
| 日程第3 |           | 町 長 挨 拶                                          |
| 日程第4 | 報告第 8 号   | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）                       |
| 日程第5 | 議案第 7 1 号 | 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第6 | 議案第 7 2 号 | 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第7 | 議案第 7 3 号 | 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第8 | 議案第 7 4 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第9 | 議案第 7 5 号 | 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |



議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから令和２年第３回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は１３人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

永田議員から欠席の通知がきております。

本日の日程はお手元に配付のとおりとします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２６条の規定によって、１２番、永田耕朗君、１３番、西村清勇君、両名を本臨時会の会議録署名議員といたします。

休憩します。

休憩　　午前９時２分

再開　　午前９時３分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

１２番、永田耕朗君を会議録署名としましたが、訂正しまして１３番、西村清勇君、１４番、藤原健祐君、両名を本臨時会の会議録署名議員といたします。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日と決定しました。

日程第３、町長挨拶を行います。

町長（堀見和道君）

皆様おはようございます。本日は議員の皆様方の御出席をいただき、令和２年第３回佐川町議会臨時会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営につきまして御指導、御協力を賜りまして改めて御礼申し上げます。

本日の臨時会は１２月定例会の直前の開催となっておりますが、国

の人事院勧告に基づきまして、職員その他の期末手当の率の改定につきまして、議会の皆様にお諮りをいただくということになっております。その関連する条例の改定につきまして議案を5件と、あと報告案件1件、本日は上程をさせていただいております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしく申し上げます。

議長（岡村統正君）

以上で町長挨拶を終わります。

日程第4、報告第8号、専決処分の報告について、を議題といたします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは報告案件について御説明申し上げます。

報告第8号、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告につきましては佐川町甲1826番地先で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を地方自治法第180条、第1項の規定に基づき令和2年9月15日に専決処分をしましたので同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要は令和2年7月4日、午後4時30分頃、相手方車両は町道中本町松崎線を走行中、鋼製グレーチングが跳ね上がり、車両の右前部を破損させたものであります。

賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は30万3,369円であります。

報告は以上でございます。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

3番（西森勝仁君）

この専決処分報告は先ほど町長の報告があったとおりであります。が、こういった事故はこの前でしたか、墓地公園でも同じような事故が起こって損害賠償をしたことではありますが、道路管理者としての責任が十分果たしているのか。道路管理者として責任を問われるようなこのような箇所が何カ所かありはしやせんか。定期的というか、きちんと点検をしているのか。

この程度の事故ですんだからよかったかもわかりませんが、

こんなことが度々おこるじゃいうことがちょっと信じられん。

どうなっているのかちょっとお尋ねをします。

建設課長（池内伸雄君）

本当に申し訳ございません。全ての管理ができている状態ではありません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

それはまあそら忙しいこともあるろうと思うが、全ての管理ができていないということで、いうことは町長これどういうような、これはちょっと大問題じゃないかと。

国道にしてもああいいうパトロールでずっと定期点検いうか、それはなかなかできんにしても、けど、これはたった町内ばあで、それも職員が頻繁に通る。グレーチングが外れやすいとか外れちゅうとか、それはもう横の連絡さえとれよったら簡単にあそこが危ないよ、外れちゅうよと、ずれちゅうよと。これはこんなような簡単なことをなんでできんのか、これは町長はどんな認識をもっちゅうのかお尋ねします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。町内の町道管理だけではなくてですね、河川の管理につきましても佐川町はずっと昭和の代からだと思えますけども、長年にわたって住民に寄り添ったといいますか、住民の皆さんの要望をくんだ形で道路管理をしてきたという流れがあるように感じています。

今回のグレーチングにつきましては、町道の中に住民が設置をしたグレーチングが跳ね上がって事故になったものであります。本来でありますと、住民からの要望に添いまして、町道内にグレーチングを設置する場合は管理者として構造上安全なものの設置ということがなされなくてはなりませんが、佐川町内の道路、このような箇所、多いとは言いませんけども、住民の皆さんから要望があったときに一般的に厳しい構造基準で、できてない部分もあるように感じています。私が町長になってそうなったというわけではございません。これは長年そういうやり方をしてました。

ただ、安全上問題がありますので、今回の事故、そもそもの原因は何なんだと、どこにあるんだということを建設課にも追及をしまして、今後、住民の方からの要望があって河川占用であるとか、道路の一部占用とか、こういう構造物を置きたいという場合にはしっ

かりとチェックをした上で住民の皆さんに寄り添った形の運用ができるように改めなさいということで私のほうから指示をしました。

全てにおいて、全ての箇所について管理をする、全てゼロからチェックをするというのは難しいと思いますが、今回の事例のようなものが多発するというふうには感じておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、答弁をいただきましたけど、そりゃ町が管理する道に住民が家の前のグレーチングを設置したとかいうことはそれは多くあります。

しかし、危なけりゃ危ないで修繕さすなり町がするなり、これはきちんとしてもらわな、この程度のことやけかまんというようなことではない。そこらあたりきちんと管理者として責任をしっかりとってもらいたい。それは問題の中身をすり替えるようなことじゃないかん。しっかりとってもらいたいと思います。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。西森議員のおっしゃるように、すり替えをしているわけではございません。今回の件につきましてもしっかりと安全上問題ないように措置をさせていただいております。

今後、町道の管理をしていく中でそのような箇所が見つかった場合には、至急手を入れて安全上問題ないように道路管理をしていきたいと考えております。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、議案第71号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、から、日程第9、議案第75号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まで、以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは提出議案について御説明申し上げます。議案第71号、佐

川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定任期付職員に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして引き下げを行おうとするものであります。

議案第 72 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員に対して支給する期末手当の率の引き下げ及び時間外勤務手当等の端数計算について、国に準拠いたしまして改正を行おうとするものであります。

議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして引き下げを行おうとするものであります。

議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育長に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして引き下げを行おうとするものであります。

議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会議員に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして引き下げを行おうとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 71 号から議案第 75 号まで御説明のほうさせていただきます。

まず、議案第 71 号です。議案第 71 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今回の改正の対象となりますのは特定任期付職員ということになっておりまして、これは佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第 2 条、こちらのほうに規定されております高度の専門的な知識・経験また優れた識見を有する者等が対象ということになっておりまして、現在勤務しております任期付の短時間勤務職員は対象ではございません。

この改正内容につきましては国に準拠いたしまして、先ほどの対象職員にかかる期末手当の支給割合について改正するものというこ

とになっております。

第1条、こちらの第1条のほうが特定任期付職員に対して支給する期末手当の支給割合について、国に準拠いたしまして支給割合を0.05月減といたしまして、支給割合を100分の170から、100分の165と改正をいたしまして交付の日から施行するものとなっております。

第2条のほうは期末手当の支給割合、これを6月と12月の支給割合が同じように改正するものということになっております。こちらのほうは令和3年4月1日から施行するものとなっております。

続きまして議案第72号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こちらは一般職の職員に対して支給する期末手当の率の引き下げ及び時間外勤務手当等の計算方法につきましては、国に準拠いたしまして改正を行おうとするものとなっております。

第1条、第1条のほうは12月に支給する期末手当の支給割合を100分の130から100分の125とするものとなっております。0.05月減ということになっております。

第2条のほうですが、第2条はこの中に3つの改正内容がございます。まず1つ目は今回の改正によりまして、第12条の次に新たに第12条の2を規定することに伴いまして、現在の第12条のほうで次条というふうに規定をしております第13条を次条という規定から第13条に改めるものということになっております。

2つ目になります。2つ目は第12条の2といたしまして、端数計算についての規定を設けるものということになっております。この端数計算の規定となります、12条の2は給与の減額の場合の勤務1時間あたりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合におきまして、その当該額に50銭未満の端数が生じたときの端数計算、それを規定しているものということになっております。50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げるということにしております。

3つ目になりますけれど、3つ目は第1条で規定いたしました期末手当の支給割合減の0.05月減分を6月及び12月の支給割合が同じ支給割合になるように改正するものということになっております。

先ほどの第1条の規定は交付の日から施行いたします。第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものとしております。

続きまして議案の第 73 号になります。議案の第 73 号は特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定ということになっております。

こちらのほうの第 1 条は町長等に対して支給する期末手当の支給割合につきまして、国に準拠いたしまして支給割合を 0.05 月減としまして支給割合を 100 分の 141.25 から 100 分の 136.25 と改正いたしまして交付の日から施行するものとしております。

また、第 2 条は期末手当の支給割合を 6 月と 12 月の支給割合が同じになるように改正するもので、こちらのほうは令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

続きまして議案第 74 号になります。議案第 74 号は教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定となっております。

先ほど説明をさせていただきました議案第 73 号と同じ改正内容ということになっております。第 1 条は教育長に対して支給する期末手当の支給割合につきまして、国に準拠し、支給割合を 0.05 月減とし、支給割合を 100 分の 141.25 から 100 分の 136.25 と改正し、交付の日から施行するものとなっております。

第 2 条は期末手当の支給割合を 6 月と 12 月の支給割合が同じになるように改正するもので、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

続きまして議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほど説明をいたしました議案第 73 号、議案第 74 号と同じ改正内容となっております。

第 1 条は議会の議員に対して支給する期末手当の支給割合について、国に準拠し、支給割合を 0.05 月減とし、支給割合を 100 分の 141.25 から 100 分の 136.25 と改正し、交付の日から施行するものとなっております。

第 2 条は期末手当の支給割合を 6 月と 12 月の支給割合が同じになるように改正するもので、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

以上で議案第 71 号から議案第 75 号までの議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

これで議案第 71 号から議案第 75 号までの提案理由の説明を終わります。

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

これはもう高知県準則というか、全く同じものなのか、1 点お伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。県の準則といいますか、今、現在佐川町の給料等手当等は国に準じておりますので国の改正内容ということになっております。県のほうは県の人事委員会がありますので、県は独自でやっております。

佐川町の場合、県下の市町村は今、給料表等全て国に準じておりますので、全て国のほうに準じておるという形になっております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、国のほうに準じておるということでありますけれども、県は県で人事委員会があるわけですけど、佐川の場合はないから委託しちゅうわけやけども、だから、県下同じもんじゃないろうかと思って、違う部分があるのかないのか聞きゆうわけですので、その部分をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。この条例、議案の改正につきましては県下の市町村が今月中に臨時議会を開いて条例の改正を行うというふうに聞いております。

先週は須崎市のほうで臨時会が開かれた記事を見ておりますと佐川町と同じ 0.05 月減というところでやっております。国に準拠してということですので、県下の市町村が同じような内容で改正されるものというふうに思っております。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 71 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 72 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 73 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 74 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 75 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長挨拶をお願いします。

町長（堀見和道君）

提出させていただきました全ての議案を御承認いただきまして誠にありがとうございます。

報告案件の中で西森議員から御指摘いただきました内容につきまして、道路管理者としてしっかり町民の皆様の安全を守るという意味で改めてしっかりと管理をしていきたいと考えております。建設課のみんなには改めて厳しい管理をお願いしますということを伝えさせていただきたいというふうに思います。

いま、新型コロナウイルスの感染が再度拡大をしております。県内におきましても昨日２人感染者が出ております。町立の小学校の修学旅行につきましても、斗賀野小学校が変更を計画をしていると。２泊３日で行くところを日帰りの修学旅行で考えてるという報告も受けております。隣の県の愛媛県ではクラスターも発生をしております。

その中で佐川町内におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に努めながらも、やはり、この町の経済をしっかりと回していかなければいけない、両立をさせていかなければいけないというふうに考えております。住民の皆様には、感染拡大の予防、防止を図りながらも町内での経済活動を引き続きしていただきますようこの場をお借りしてお願いを申し上げます、閉会にあたっての私のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長（岡村統正君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和２年第３回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会　　午前９時３０分